

令和元年 12 月 23 日

お取引業者様 各位

通 知 書

〒530-0047

大阪市北区西天満 2 丁目 2 番 3 号

ユニシオ西天満二丁目 D02

レオーネ北浜法律事務所

TEL : 06-6282-7722

FAX : 06-6282-7733

千路商事株式会社

代理人弁護士 伊 藤 隆 啓



前略

当職は、千路商事株式会社（以下「当社」といいます。）の代理人として、下記のとおりご連絡差し上げます。 草々

記

1 当社は、貴社と当社との契約に関し、業務執行者である員昊、孙万鹏および邱千依を契約担当としていましたが、員ら三人による杜撰な経営管理や財務会計処理があったことから、当社株主において監査を実施したところ、同人らは当該監査を拒絶して出勤しなくなり、その後、当社業務に全く従事していない状況が続いています。

よって、当社は、令和元年 12 月 12 日に開催した株主総会において、事実上の取締役であった員昊、孙万鹏および邱千依を解任する旨決議しました。

これに伴い、今後、当社代表取締役である塗雲峰のほか、当社株主である蔡后涛および吕伟麟が、当社の業務執行責任者として、貴社との契約を担当しますので、本書面をもって通知いたします。

員ら三人の貴社に対する業務連絡及び請求は、貴社と当社との間で締結した契約に関するものであり、貴社に対する請求権は当社に帰属します。したがって、当社から貴社に対して請求があったときには、3 日以内に当社が指定する当社名義の預金口座に請求金額をお振込みください。お振込みなき場

合、当職は貴社に対し、当社の代理人として法的措置を講じざるを得ません。

- 2 仮に万一、員昊、孙万鹏または邱千依から貴社に対し、振込先の変更その他契約内容の変更等の連絡があったとしても、それらの行為は、当社の事前の承諾なく無権限で行うものです。

貴社におかれましては、一切応対せず、直ちに当社代表取締役である塗雲峰の携帯電話（090-6608-1618）か当職宛てにご一報いただきますようお願いいたします。

- 3 今後、貴社と当社との契約および本通知書に関する御連絡等は、塗雲峰の携帯電話か当職宛てにお願いします。

以上

